



新しく機械を購入するときは  
助成金が使えないか確認してから

生産性を向上させ、労働時間の縮減に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援として「働き方改革推進支援助成金」があります。

これから新たに機械・設備を導入・更新する予定の方は、一度お問い合わせください。職場環境の改善への取り組みとして助成金の対象になる可能性があります。

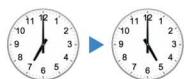
労働時間の短縮になる機械の購入について  
最大100万円の助成金が申請できます



手作業



機械化



労働時間短縮



助成金対象

助成金額

最大 **100万円**

機械等の購入費用のうち**75%**  
※条件により80%を支給

助成金対象となる  
機械購入例

食器洗浄機・治療器具洗浄機・高圧温水洗浄機・工業用ミシン・包装機器・真空包装機・顧客管理ソフト・門型リフト・ステンレス製型枠・清掃ロボット・POSレジ・自動釣銭機・電磁黒板・自動シャンプー・業務用冷凍庫・ベルトコンベア・電動式ベッド・自動攪拌機・芝整備機・除雪機・業務用乾燥機 など  
その他の場合もお問い合わせください。



複数社から同じ商品について見積書を取り、より安い方の業者から購入します。



書類を整え、労働局へ提出。審査を待ちます。



審査通過後、決定した業者と契約し、助成金の支給を申請します。

審査の結果が出る前の契約・購入は申請できません。また、すでに契約・購入済の機器についても助成金は申請できません。

期間中でも予算がなくなり次第、受付を締め切る場合があります

ご相談はお早めに！



申請の受付は2021年11月30日(火)まで



Q&A

機械購入についてのよくある質問

すでに芝刈り機を持っていますが、台数が足りないので追加で購入することを検討しています。  
追加購入でも助成金を申請できますか？  
また、注意点はありますか？

追加購入には相見積が必要

はい、申請できます。

ただし、追加購入台数に見合う人数の従業員を雇用していることが前提になります。相見積書を取り、安い販社から商品を購入することになります。その際には、同じ商品について異なる販社から見積書を取ります。



助成金の対象は新品購入のみ

同じ商品について異なる販社から見積書が取れない場合は、同じ機能のもので見積書を取るようになりますが、審査に時間がかかったり、最終的には認定されないことがあります。

なお、助成金の対象になるのは新品購入時のみとなります。中古品は助成金の対象になりません。



A店の方がお値打ちですが、中古品の場合は助成金の対象外となるため、新品についてももう1社から見積を取る必要があります。



企業の雇用環境や就業規則が見直されつつあります。従業員が働きやすい職場環境づくりの推進は、会社への信頼感や生産性の向上につながります。  
就業規則の整備や外部専門家によるコンサルティングの導入を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。

